

【本通知の概要】

- ・中国、韓国、米国、ヨーロッパ諸国等から日本へ帰国する場合は、14日間の待機、国内公共交通機関利用の制限があるため、適切なスケジュールで行動すること。
- ・海外への渡航について、全世界対象に危険情報レベル2が発出されたため、不要不急の渡航は止めること。また、感染症危険レベル3の国には渡航を禁止すること。
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合は、危機管理担当に報告すること。
- ・37.5℃以上の発熱が4日以上続く、強い倦怠感などがある場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡し指示に従うこと。
- ・海外からの帰国者は、健康状態等を危機管理担当に報告すること。
- ・引き続き最新情報を入手するとともに、感染症拡大防止に努めること。

令和2年3月27日

教職員・学生 各位

学 長

【重要】新型コロナウイルス感染症の発生について（その9）

本件に関し、外務省、文部科学省から通知がありましたので、本学における取扱いを変更いたします（主たる変更箇所は下記のとおり。また、変更後の全文は、下記にあります。）。

なお、各人におかれましては、引き続き最新情報を入手するとともに、マスクの着用、手洗いの励行等に努めてください。

また、人の多く集まる場所にむやみに出かけないなど同感染症の拡大防止のために留意してください。

記

（主たる変更箇所）

【海外への渡航（危険レベル）】

2 外務省が発出している「危険情報」において、以下の地域に危険レベル2（不要不急の渡航は止めてください）が発出されました。

- ・全世界

世界各地で、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、それに伴う国境閉鎖や外出禁止令等の措置により旅行者等が行動制限を受けたり、航空便の突然の減便又は運航停止（各渡航先のみならず経由先の場合を含む）により影響を受ける事例が発生しています。

ついては、渡航先の国・地域において行動制限を受けたり、出国が困難となる事態を防ぐため、不要不急の渡航は止めてください。

【海外への渡航（感染症危険レベル）】

3 レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げ  
イタリア、スペイン、ドイツ、イランの全土など

レベル2（不要不急の渡航は止めてください）に引き上げ  
英国、アメリカ合衆国、エジプトの全土など  
レベル1（十分注意してください）に引き上げ  
全世界（別途、感染症危険情報を発出している国・地域を除く。）

（変更後の取り扱い全文）

【中国、韓国、ヨーロッパ諸国、イラン、エジプト、アメリカ合衆国等から来日する者】

1 中国、韓国、ヨーロッパ諸国、イラン、エジプト、アメリカ合衆国等から（経由を含む。）日本に入国される際には、検疫法での隔離・停留が必要な場合のほか、検疫所長が指定する場所（自宅等）において14日間の待機をすることになり、国内においては、公共交通機関は使用できません。

また、外務省が発出している「感染症危険情報」において、感染症危険レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））の地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否の対象となりますので、ご留意いただくとともに最新の情報収集に努めてください。

加えて、3月27日から入国拒否の対象国として、スペイン、イタリア、ドイツなどヨーロッパ21か国とイランが追加されています。

日本へ入国しようとする教職員・学生は、事前に最新の情報を確認するとともに、適切なスケジュールで行動するよう十分注意してください。

（厚生労働省・水際対策の抜本的強化についてHP）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2020C041.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C041.html)

【海外への渡航（危険レベル）】

2 外務省が発出している「危険情報」において、以下の地域に危険レベル2（不要不急の渡航は止めてください）が発出されました。

・全世界

世界各地で、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、それに伴う国境閉鎖や外出禁止令等の措置により旅行者等が行動制限を受けたり、航空便の突然の減便又は運航停止（各渡航先のみならず経由先の場合を含む）により影響を受ける事例が発生しています。

については、渡航先の国・地域において行動制限を受けたり、出国が困難となる事態を防ぐため、不要不急の渡航は止めてください。

【海外への渡航（感染症危険レベル）】

3 外務省が発出している「感染症危険情報」において、以下の地域が感染症危険レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））とされていますので、当該地域への渡航を禁止します。

（中国）

・湖北省全域、浙江省温州市

（韓国）

- ・慶尚北道（慶山市、永川市、安東市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡、清道郡、奉化郡）、大邱広域市

（アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、イラン、エストニア、オーストリア、オランダ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン及びルクセンブルク）

- ・全土

また、以下の地域が感染症危険レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）とされていますので、不要不急の渡航は止めてください。

（中国）

- ・中国のその他の地域

（韓国）

- ・韓国のその他の地域

（英国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コンゴ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、アメリカ合衆国、エジプト）

- ・全土

加えて、以下の地域が感染症危険レベル1（十分注意してください）とされています。

- ・全世界（上記の感染症危険情報を発出している国・地域を除く。）

○日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限について

（外務省・海外安全HP）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

#### 【症状がある場合の取扱い等】

4 海外からの帰国・入国の有無を問わず、本学すべての役職員・学生が対象

(1) 発熱等の風邪症状が見られる場合は、[kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp)に連絡し、その指示に従うこと。この場合、毎日、体温を測定し、記録しておくこと。

(2) 「帰国者・接触者相談センター」への相談

①以下のいずれかに該当する場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

帰国者・接触者相談センター（能美市の場合）

南加賀保健福祉センター 電話 0761-22-0796

②「帰国者・接触者相談センター」に相談の結果、新型コロナウイルスの疑いがある場合は、「帰国者・接触者外来」を紹介されるので、当該医療機関のみを受診すること。

③受診の際にはマスクの着用、手洗い、咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻を押さえる。）を徹底した上で自

家用車等を利用すること。

④受診後、[kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp)に受診結果を連絡すること。

- (3) 以下に該当する役職員・学生は、重症化しやすいので、(2)の状況が2日程度続く場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。
- ・ 高齢者（WHOの定義では、65歳以上）
  - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある場合や透析を受けている場合
  - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合
- (4) 妊婦においては、念のために、重症化しやすい(3)と同様に、早めに「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。
- (5) 小児については、現時点では重症化しやすいとの報告はないので、(1)と同様の対応を願います。

## 5 海外在住時の取扱い

海外において発熱（37.5℃以上）や呼吸器症状（せき、痰、呼吸困難などの症状）の症状があった役職員・学生は、現地医療機関で受診するとともに、その受診結果（診断書があれば、原文及び英語訳したもの）を[kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp)に連絡すること。

## 6 海外から日本に帰国・入国する際の取扱い

- (1) すべての役職員・学生は、海外で滞在した地域、日本への帰国・入国日、帰国・入国時点での健康状態（発熱、呼吸器症状（せき、痰、呼吸困難などの症状）の有無、解熱剤又は咳止めの服用の有無）について、[kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp)に連絡すること。
- (2) 日本に帰国・入国時に発熱（37.5℃以上）や呼吸器症状（せき、痰、呼吸困難などの症状）の症状がある場合には、必ず空港等の検疫官に自己申告を行うとともに、その指示に従うこと。また、(1)の報告にあわせ[kikikanri@jaist.ac.jp](mailto:kikikanri@jaist.ac.jp)にその旨連絡すること。